

## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

## 提案団体

南房総市、水戸市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。

## 具体的な支障事例

南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。

今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。

また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。

さらに、非常勤職員の中にある幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。

また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。

さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。

## 根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山県市、玉野市、東温市、松浦市

○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。

## 各府省からの第1次回答

## 【人員配置基準の見直しについて】

一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。

人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。

一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

## 【免許更新対象者の追加について】

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。

このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。

しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）

また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

## 人員配置基準の見直しについて

南房総市及び水戸市の一時預かり事業（幼稚園型）は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。

幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育

とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。

そもそも本提案は、子ども・子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施するに当たり、現行基準では人材の確保が難しく、事業の存続が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。

免許更新対象者の追加について

配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とするのは困難であるとの回答に矛盾がある。

また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との指摘について、一時預かり事業に専従するニーズもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。

委任するにあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。

なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

##### 【一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和】

<幼稚園教諭普通免許状未更新者について>

○ これまで一時預かり事業（幼稚園型）に対する基準緩和がなされていてもなお、人材確保が困難なため、事業の存続が危惧される地域があるという実態の中、過去に長年の幼児教育の経験があって、幼児の預かりに対しても十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して間もない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えられるのではないか。

○ なお、子ども・子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ【第16版】（平成30年3月30日）」では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であって、「修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者（幼稚園での預かり保育にのみ従事している者や、特段の業務に従事していない者等）のみが『普通免許状所有者』として取り扱われる」とこととしていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないか。

○ 以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないか。

<小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について>

○ また、児童福祉施設設備運営基準第95条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないか。

##### 【幼稚園免許更新対象者の拡大】

○ 現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必置しなければならないにもかかわらず、一時預かり事業（幼稚園型）に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないか。

○ 一時預かり事業（幼稚園型）に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、教育職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事を希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を許容すべきではないか。

○ なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト（非常勤含む）へ登載

されている者であれば、一時預かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登載しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないか。

## 各府省からの第2次回答

○ 御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、①幼児教育・保育に関する専門的な知見を有することが公的に担保された者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となること、また、②「経済財政運営と改革の基本方針 2018 について」又は「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、幼稚園の預かり保育の無償化に当たっては、質の担保・向上のため、一時預かり事業と同様の基準を課することとされており、質の低下を招く対応は政策的に逆行することから、対応は困難である(各論点については、以下に別途記載)。

○ 一方、幼稚園の預かり保育の充実及び幼稚園の人材確保については、大変重要な課題であり、文部科学省としてはこれまでも幼稚園の人材確保支援事業の実施・一時預かり事業(幼稚園型)の補助の充実等に取り組んできており、引き続きこうした取組の実施により人材確保に努めることとしたい。

<幼稚園教諭普通免許状未更新者について>

・ 保育士資格を有しない幼稚園教諭普通免許状未更新者については、人材確保が困難となっていることへの対応として、平成 29 年度より「有資格者以外の者」として配置可能としたところであり、仮に免許更新講習の受講を希望しない者についても、一時預かり事業(幼稚園型)に従事していただくことを可能としている。

・ なお、御指摘の修了確認期限が到来している旧幼稚園教諭普通免許状所有者の取扱いについては、本来は、質の担保・向上の観点から、新免許状保有者と同様、免許更新講習の受講を求めるべきところではあるが、現行において、

①預かり保育担当職員が免許状更新講習の受講が認められない場合があること、

②旧免許状は新免許状と異なり有効期間を定めているものではないこと、

を踏まえ、例外的に有資格者として認めているものであり、当該旧免許状未更新者と同様に新免許状未更新者を有資格者として認めることは困難である。

・ なお、預かり保育担当職員の教員免許状更新講習の受講については、全国的な預かり担当職員の状況を確認するため、今後、預かり保育担当職員の免許の保有状況、教育職員としての勤務経験や発令状況等に関する調査を行う予定である。

<小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について>

・ 保育所等において、小学校教諭及び養護教諭普通免許状保有者を保育士の代替職員としている特例(児童福祉施設設備運営基準第 95 条等)については、施設全体として保育士等が2/3以上確保されることを前提(児童福祉施設設備運営基準附則第 97 条)としており、当該事業の有資格者割合(1/3以上)と比しても厳しい基準を課した上での緩和措置であることから、当該特例を以て、一時預かり事業(幼稚園型)の基準緩和を行うことは極めて困難である。

## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号  提案区分  提案分野

## 提案事項(事項名)

教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。

## 具体的な支障事例

教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。  
 新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。  
 この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3 末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象 91,987 名、うち 201 名失効。H29.1~6 の間、公立学校で 7 名が失効(各県HP公表))  
 また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。
- ・制度を誤認することにより免許状が失効する教員が減少する。また、失効に伴い失職する教員も減少し、生徒や学校への悪影響が軽減される。

## 根拠法令等

教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都府、京都市、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市、熊本市

○旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手数料を支払い手続きを行わないと有効期限の延長ができないため、事務的な負担が大きい。  
 免許を管理している県が自動的に延長できる制度に変更できるとよいと考えている。

○旧免許状所持者で新しく教員免許状を取得した者が新免許状と同様に自動的に修了確認期限が延期されると勘違いし、教員免許状が失効した事例がある。

○旧免許状所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講習修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許状対象者が教員免許状を追加取得した場合に比して、事務が煩雑となる。

○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。

本県でも全国同様に昨年度から、現職教員の免許状失効を防止するため、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度誤認による失効防止の観点からも、旧免許状所持者の自動延長を認めるべきである。

○本件と全く同様の誤認による免除状失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や誤認識の減少が期待される。

○新たな免許状取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。

○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。

○延期申請が必要なことを知らない教員もおり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。

○旧免許状所持者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許状所持者となるが、旧免許状所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許状所持者であると誤認し、修了確認期限について、県教委に問い合わせるなどの事例がある。

○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。

○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。

○本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。

旧免許状所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。

○新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。

## 各府省からの第1次回答

平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦授与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された旧免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用するに当たっては、遡及適用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。

そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務関係に変動を生じさせ、より強い権利義務を伴う不利益を課すことは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能はおおよそ教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付さず、旧免許状所持現職教員としての更新講習の受講義務のみを課すこととしている。

10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することまでは求めないこと、また修了確認期限及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期限を管理する必要がある。

その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することとしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点としている。

一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないこと、更新制導入の時点で既に免許状を授与された日から10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与を

受けたときには、修了確認期限を延期する手続きをとれることとしている。

このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期限を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。

仮に旧免許状保有者が延期の手続きなく、免許状を取得した時点を起点とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者とが混在することになり、かえって期限の管理が複雑になることが懸念される。

文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の修了確認期限を一覧で表示することなどを検討しているところであり、このような方法で修了確認期限及び有効期間を管理できるようにすることが、御提案の趣旨に沿うものと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧免許状所持者は、免許状を追加取得した場合等において、申請により修了確認期限を延期できる。長野県では、これまでに1,000件を超える延期申請がなされており、既に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者が混在した状態で管理している。

よって、「かえって期限の管理が複雑になる」との指摘は当たらず、「法制上困難である」との主張も説得力はない。

また、「教員免許管理システムを改修し、教員が所持する免許状及びその修了確認期限の一元化により問題は解決する」旨回答があるが、新旧制度の違いによる教員の誤認が解消されるとは考えられない。

今回の提案は、免許状を追加授与したときの新旧制度の扱いを同等とし、制度による混乱の解消を目的としている。

制度改正により、①教員の誤認がなくなり、免許状失効の一因を排除できる、②旧免許状を追加授与した者が全て自動延期となることで、免許管理者として管理が簡素になる、③都道府県教委による免許状追加授与に係る延期申請処理、教員の免許状失効への対応、現職教員が免許失効しないための各教員の免許更新時期等の把握業務などが大幅に軽減される、といったメリットが考えられる。なお、この改正が旧免許状所持者の不利益となるとは考えられない。

免許更新制の新旧制度の違いが学校現場に混乱をもたらしている状況を鑑み、また法制度の安定を図るためにも、本提案を実現していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

文部科学省の見解では、教員免許状旧免許状保持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長は法制上困難とあるが、今後もこの制度を実施していくには、事務作業が大きな負担であり、教員の免許状失効も懸念されることから制度改正を希望する。

また、「教員免許管理システム」の改修費用や維持管理費用については、文部科学省の予算で対応をお願いしたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「『生年月日』と『最新の免許状授与から10年』のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。

○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。

○ 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

旧免許状保有者の修了確認期限は、新免許状の有効期間の満了日と起点の設定の仕方が異なるため、新免許状と同様に新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難である。

仮に旧免許状保有者が、延期という行政処分の手続きなく、免許状を取得した時点を起点とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とするものが混在することとなり、かえって期限の管理が複雑になる。

仮に御提案のとおり、免許取得時から10年後と制度改正をした場合、免許状を追加取得したのが制度改正の前か後かの違いにより、改正内容が適用される者とそうでない者が生じ、制度としては複雑になり、制度に対する新たな誤解を生むことにもなりかねない。

また、「生年月日により規定される更新講習修了確認期限」と「最新の免許状授与から10年後として規定される更新講習修了確認期限」のいずれか遅い方に統一するという御提案についても、旧免許状保有者で免許状を追加取得した者のなかに「生年月日により規定される更新講習修了確認期限」にて管理されている者と「最新の免許状授与から10年後として規定される更新講習修了確認期限」にて管理されている者が混在することになり、制度が複雑になるため、御提案団体の主張には答えられない。

文部科学省としては、教員免許管理システムの改修により、教員の修了確認期限及び有効期間を誤解なく、簡便に理解いただくための書類を発行できるようにすることによって、失効者の軽減及び確認の簡略化を図っていきたい。



## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

## 提案事項(事項名)

個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記

## 提案団体

長野県

## 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。

## 具体的な支障事例

教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成 21 年 4 月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。

旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。

また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。

さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。

教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。

- ・免許所持者、学校、教育委員会のすべてが正確な有効期間を把握することができ、現職教員の免許失効が減少し、教育現場への悪影響が軽減される。

## 根拠法令等

教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、田原市、京都府、京都市、大阪府、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市

○更新期限を把握するには、保有する全ての教員免許状等を確認する必要があり、また旧免許状保持者は更新期限が教員免許状に記載されていないことから、更新期限が一目で把握しづらく、旧免許状保持者と新免許状保持者の更新期限に係る制度の違いを正確に理解した上で、初めて更新期限を把握することができ、事務が複雑化している。全ての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記することで左記の課題は解消される。

○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名いた。

本県でも昨年度から、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、教員や教育委員会等が正確に有効期間を把握し、免許状失効を防止する観点からも、免許状の集約を実施すべきである。

○本市でも、教員免許状所有者が複数の免許状を所有している場合に、修了確認期限の把握に苦慮しているのは事実である。1枚の免許状に集約することで、修了確認期限の把握が容易になり、把握作業の軽減や誤認防止にも繋がると考える。

○将来的に新免許状所有者の増加が見込まれるため、教員免許状の集約化は検討されるべきと考える。

○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。教員免許状を授与した県に関わらず運転免許状のように一枚の電子カードに集約し、その情報を本人、教育委員会で確認できるようにしていただきたい。

○旧免許状を所持する者が、平成21年3月31日以降に新しく免許状を取得した場合でも旧免許状所持者であるが、自身が新免許状所持者だと勘違いし、更新時期を誤解する等の問題が発生している。また、新免許状所持者で、複数の免許状を持つ者から、免許状の有効期限はいつなのか等の問い合わせがある。

○平成21年4月に教員免許更新制度が導入されたことに伴い、免許管理者は教員ごとに免許状情報を管理することが必要となった。特にここ数年は更新対象者が増加し、現職教員の更新状況の把握や問合せ対応に時間を要している。

免許状を1枚にして情報を一元的に管理できるようにすることで、各教員の更新期限の把握が容易になり、免許失効や学校現場の混乱を防ぐことが期待できる。

○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

平成32年後半の運用開始を目指し、教員免許管理システムの改修を教員免許管理システム運営管理協議会及び文部科学省にて検討しており、その改修のうち、教員自身のもつ免許状情報を一枚にまとめた「新たな確認書類」を発行する機能の実装を検討している。本書類の発行が可能になれば、更新期限及び有効期限がわかりやすく表示されることとなる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

教員が所持する全ての免許状情報を一枚にまとめ、更新期限又は有効期限が表示される「確認書類」を発行するシステムへ改修するとのことであり、ぜひ早期の実現を求めたい。

なお、システム改修に当たり、次の3点を要望したい。

- ・システムの改修予定、制度設計を通知等により随時情報提供されたい。
- ・都道府県から意見聴取を行い、システムに係る作業負担の軽減策を検討されたい。
- ・システム改修に伴って都道府県において発生する費用については、その全額に対し適切な財源措置を講じられたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【京都市】

「新たな確認書類」を発行することで免許に係る書類が増え、有効期限を確認するための負担の増加が想定されるため、教員免許状を1枚に集約する方法が最善である。

また、「新たな確認書類」を発行していくと仮定した場合であっても、教員本人の新旧の確認書類の取り違えを防ぐために、古い書類を確実に回収する等、防止に向けた運用方法の検討が必要である。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 免許状を追加取得した旧免許状所持者に係る修了確認期限について、「『生年月日』と『最新の免許状授与から10年』のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただきたい。
- 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知していなかったことから、文部科学省として通知等で情報提供をしていただきたい。
- 提案団体ヒアリングにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

教員が所持する免許状情報を一枚にまとめ、更新講習修了確認期限及び有効期間の満了日を一覧性をもって表示する確認書類の発行を含めた、教員免許管理システム改修のための費用を平成31年度概算要求に計上しているところであり、文部科学省としては当事業の成立に努力する。

また、教員免許管理システムの管理については都道府県で組織する教員免許管理システム運営管理協議会により行われている。従来から文部科学省としては、協議会を通じて都道府県教育委員会の意見を伺いながら、連携して制度の設計を行ってきているところであり、今後とも引き続き連携してまいりたい。

## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

305

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

## 提案事項(事項名)

公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

国立大学法人法の改正に伴い、平成 29 年 4 月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第 34 条の 2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることのできるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの

## 具体的な支障事例

公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。

そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることのできるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第 70 条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。

ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生 of 充実を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第 70 条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。

この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第 21 条第 2 号・70 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県

○直近の法改正(H30.4.1 施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課されるなど、財源の適切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。

○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。

#### 各府省からの第1次回答

○ 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認められているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。

○ 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げていたが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と広い解釈が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、資産の有効活用に一定の前進があると考えている。

しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者貸付を企画公募する事例も実際に出てきており、公立大学法人においても、土地等の第三者貸付について潜在的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。

今回の提案内容は「公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない用途でも、土地等の第三者貸付が可能となるよう法改正を求めるもの」であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要な財務基盤の強化が図られ、教育研究水準の一層の向上に寄与するものと考えており、引き続き、法改正を提案する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【秋田県】

検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。」とのことだが、できるだけ早く現行制度における支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。

○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査を実施したところである。(締切:9月19日)

本調査結果を踏まえ、関係省庁と連携の上、法改正を含めた対応策について検討してまいりたい。

なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に「附帯する業務」(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第7号)として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。